

7近経第320号  
令和8年2月24日

奈良県高市郡明日香村岡 379-1  
株式会社せき  
代表取締役 関 将之 殿

近畿中国森林管理局長

### 指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、労働安全衛生法違反により是正勧告書及び指導票の交付を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和8年3月9日までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

### 記

1 指名停止の期間 令和8年2月24日 ～ 令和8年3月9日（2週間）

2 指名停止の理由

株式会社せき が受注した和歌山平野農地防災事業 名草排水路第7工区他工事において、仮設覆工板の撤去作業中、同作業に従事していた作業員が開口部へ転落する労働災害が発生した。

本件について、元方事業者が講ずべき安全対策が不十分であったものと判断され、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第29条及び第31条第1項の規定に違反したとして、労働基準監督署から是正勧告書及び指導票の交付を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。